

魚沼地区障害福祉組合指定金融機関等事務取扱規程

平成3年3月20日

訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、魚沼地区障害福祉組合財務規則(平成3年魚沼地区障害福祉組合規則第3号)第10条において準用する魚沼市財務規則(平成16年魚沼市規則第49号)第180条の規定に基づき、魚沼地区障害福祉組合指定金融機関及び魚沼地区障害福祉組合収納代理金融機関(以下「指定金融機関等」という。)における公金の収納又は支払の事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 指定金融機関等の公金の収納又は支払の事務の取扱いについては、魚沼市指定金融機関等事務取扱規程(平成16年魚沼市訓令第18号)を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

魚沼市	魚沼地区障害福祉組合
市長	管理者
魚沼市会計管理者	魚沼地区障害福祉組合会計管理者
魚沼市指定金融機関	魚沼地区障害福祉組合指定金融機関
魚沼市収納代理金融機関	魚沼地区障害福祉組合収納代理金融機関

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成11年2月28日訓令第1号)

この規程は、平成11年3月1日から施行する。

附 則(平成16年11月1日訓令第2号)

この規程は、平成16年11月1日から施行する。

附 則(平成26年12月25日訓令第9号)

(施行期日)

1 この規程は、平成27年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の魚沼地区障害福祉組合指定金融機関等事務取扱規程によって行った手続その他の行為は、この規程の規定によって行ったものとみなす。